

令和 7 年度奥出雲町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障がい者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

1. 適用範囲

この方針は、奥出雲町（以下「町」という。）の全組織における物品の調達に適用する。

2. 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、法第 2 条第 4 項に基づく次の施設等とする。

(1) 障害者就労施設等

障害福祉サービス事業所（生活介護事業所、就労継続支援事業所）

(2) 障がい者を多数雇用している企業

特例子会社、重度障害者多数雇用事業所等

(3) 在宅就業障害者

自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者

(4) 在宅就業支援団体

在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

3. 調達する物品及びその目標

町が施設等から調達する物品は、次のとおりとする。但し、以下に記載がないものであっても、町が調達可能な物品等であれば、対象とする。

区分	目標金額	品目の例
物品	1 千円	食品類、記念品、事務用品、その他
役務	2,533 千円	印刷、清掃、除草、廃棄物処理、文書封入・梱包、その他

4. 調達の実施

施設等から調達する物品等の調達にあたっては、町財務規則に基づき予算の適正な執行に配慮しつつ、施設等と随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）により契約を締結する。

5. 調達の推進方法

- (1) 福祉事務所は、施設等から提供可能な物品等の情報について、各課等へ情報提供を行う。
- (2) 各課等は、提供された情報を基に、物品等の特性を踏まえつつ、施設等への発注に努める。なお、これまで調達実績のない物品等の調達については、福祉事務所へ相談するなどして対応する。
- (3) 町と業務委託契約を締結している相手方等に対し、施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める。
- (4) 施設等への発注にあたっては、施設等の提供能力に合わせ、納期、納入条件等適切な配慮を行う。
- (5) 庁舎内での障害者就労施設等の物品販売の受入について配慮するとともに、職員個人としても、積極的な購入を心がける。

6. 調達実績の公表

調達実績は、年度終了後すみやかに集計し、公表する。

7. 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、福祉事務所とする。